

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL:<http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

令和3年度、新生活様式の「ポストコロナ」時代です、 子どもたちの健康を守り、飛躍する全肢連を目指します！

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会 会長 清水 誠一

新年あけましておめでとうございます。

令和3年の新春をご健勝で迎えられましたことをお慶び申し上げます。

昨年は、中国武漢で発生した「新型コロナウイルス感染症」が全国で蔓延し、国内すべての地域で影響があり本年に至っても終息の見通しが立っていないのが現状です。

昨年末から、世界ではワクチン・特効薬などが開発されつつあり、国内でも今後ワクチン接種が始まろうとしており、本格的な「ポストコロナ」時代に入ったといえます。

全肢連では、昨年2月の理事会を最後に「全国会長・事務局長会議(総会)」を书面決議とし、「全国大会(宮崎市)、7ブロック大会」を中止決定するとともに10月の「第2回理事会」はリモート(Zoom)会議で行いました。今後の状況次第ですが都道府県肢連総会・理事会等にはリモートの活用も方法の一つと考えます。

昨年は対面での事業は難しく、メール・郵便利用で障害福祉サービス等について、①全国心身障害児財団助成事業「施設入所・教育・療育相談・生活等」についての相談事業を継続して行いました。

その中から、障害福祉サービスの利用に関する意見では「利用時間と回数の問題・重度訪問介護・医療的ケア・移動支援・入浴の回数など市町村で違いがある」など改善する必要性を実感したところです。

また昨年7月からは、②日本財団助成事業「重度障害者対応共同援助(GH)の支援体制の在り方」について今年3月まで引き続き調査を行っております。

特に、障害者自立支援法で新機軸として打ちだした施設から地域への地域移行方針は計画通りに進まず、その要因としては重度障害者（医療的ケア者を含む）に対応できる人材不足、GH整備（建設）の促進対策を講じる必要があります。

全肢連では、重度障害児者・医療的ケアを必要とする児者が生涯にわたり「安心安全に希望する地域で生活をおくる！住まいの在り方について」日本財団助成事業調査で在宅の居住者・GH居住者等の意見聴取を行い、GH運営者からも直接聞き取り調査を行ってまいりました。今後、報告書の作成と最終報告会（ワークショップ）をリモート活用で2月20日（土）に行う予定ですので、各都道府県肢連の皆さまの貴重な意見・提言を宜しくお願いいたします。

※事務局から改めてご案内をいたします

令和3年度は「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の改定作業に合わせ、各都道府県・自治体の障害福祉計画も国の計画に沿うように改正作業にはいります。障害福祉サービス・診療報酬についても改定の作業中であり、地域格差の要因となる地方に権限を委ねることなく「国、道、市町村」が一体となって必要な障害児者施策（制度）となるよう粘り強く求めてまいります。

全肢連会員の高齢化は全国共通の課題であります。若い保護者の方々に魅力ある組織であることを理解していただける「誰もが参加し・楽しめる事業、医療・療育研修」などに取り組んでまいります。

小・中・高校の特別支援学校に通学している保護者からは『「看護師の配置がなく通学バスが利用できない」・「医療的ケアが必要だけれど訪問教育でしか対応できない」・「学校でPTなどによるリハビリができない」・「放課後デイがなく学校以外ふれあいの機会がない』』などの声が寄せられています。

いずれも、私たちが悩み経験しながら通ってきた“道”です。児から者へ制度は年々改正されています、行政への要望などとも行動する機会をつくることも必要と考えます。

全肢連、都道府県肢連、地域父母の会にとって、活動を展開するために活動資金確保は大切なことです。

全肢連では「日本コカ・コーラ（株）」とスポンサーシップ契約を結ぶとともに「コカ・コーラボトラーズジャパン」と自動販売機設置協定書を締結、今日まで全国で多大なご協力をいただいております。

ブロック会議、県肢連総会などの機会を捉え、自動販売機設置促進は私たちの活動に大きな力となることを詳しく説明する機会といたします。

終わりに、全国父母の会の皆さまの福祉全般にわたって、全肢連役職員一同全力を傾注する決意です。

本年も変わらぬご理解・ご協力をお願い申し上げますとともに、都道府県肢連並びに支部の皆さまのご発展・ご健勝を祈念し新年のご挨拶といたします。

厚生労働省は12月11日、2021年度の障害報酬改定の基本方針を固めた。医療的ケアの必要な人や障害程度の重い人が病院や施設ではなく、グループホーム（GH）やアパートなどで暮らせるよう重点的に財源を配分する。従来の路線を踏襲した。また、事業所には感染症対策や施設での虐待防止に向けた取り組みなどを運営基準で義務化する。全体の改定率は17日、プラス0.56%に決定。サービスごとの単価は21年2月に決まる。

基本方針案は11日の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」、社会保障審議会 障害者部会でそれぞれ議論され、了承された。

改定後の報酬の財源は、国費で86億円増える。新型コロナウイルス感染症の対応に要するかかり増し経費に対応するため、4～9月の報酬は特例的に厚くする。

改定の主要事項は6つある。

1. 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
2. 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応
3. 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
4. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
5. 感染症や災害への対応力の強化等
6. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

第1に、GHの各種加算を重度者や夜間に対応できるよう見直す。

相談支援事業は収支差率が低いことが問題視され、基本報酬の引き上げを求める声が続出。厚労省もそれに応じる構えだ。

第2は、就労系サービスに18年度の改定で導入した成果主義を修正することだ。障害者の労働時間や工賃に着目した報酬設定としたが、より多様な視点から評価するよう改める。

第3は障害児関連で、改定事項が多数ある。まず、医療的ケア児を判定する新しい基準を導入する。放課後等デイサービスや児童発達支援も基本報酬の体系を見直す。人工呼吸器を装着しながら自分で歩ける子どもケアが、報酬で適切に評価されにくかったことを改める。

福祉型障害児入所施設で暮らす18歳以上の「過齢児」については、GHなどへの移行を加算で促す。施設の人員配置基準は半世紀ぶりに引き上げる。それでも移行先が見つからない人がいると見込み、施設で暮らせる特例は再び延長する。

第4は精神障害者関連で、「医療と福祉の連携」「病院から地域への移行」「居住支援」を報酬で後押しする。所定の要件を満たす障害者を職員として配置した一部の事業所には「ピアサポート加算」を導入する。

第5は新型コロナウイルスの影響を踏まえ、感染症対策や災害発生時の業務継続に向けた計画の策定を事業所に義務付ける。一方、新型コロナウイルスを受けて一時的に認めていた算定要件の緩和策は、平時でも認める。

第6は制度の持続可能性を保つための見直しだ。施設での虐待防止や身体拘束の適正化に向けた取り組みも義務付ける。人材の職場定着を後押しするため、家庭内介護や育児との両立を支える。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000704861.pdf>

【主な改定項目等】

1. 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

(1) 共同生活援助における重度化・高齢化に対応していくための報酬の見直し

- ① 重度障害者支援加算の対象者の拡充（強度行動障害を有する者に対する評価）及び医療的ケアが必要な者に対する評価
- ② 日中サービス支援型等の基本報酬の見直し
- ③ 強度行動障害を有する者の受入れ促進のための体験利用の評価
- ④ 夜間支援等体制加算の見直し
- ⑤ 重度障害者の個人単位での居宅介護等の利用の特例的取扱いの継続

(2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し

- ① 人員基準の緩和
- ② 標準利用期間の更新の取扱いの見直し
- ③ 自立生活援助サービス費（I）の対象者の拡充
- ④ 同行支援加算の見直し
- ⑤ 夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るための見直し

- 市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス、自立生活援助、地域定着支援事業所について、地域生活支援拠点等としての役割を評価

(4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し

- ① 重度障害者支援加算における強度行動障害を有する者に対する利用開始時の支援の評価の見直しと算定要件の拡充
- ② 重症心身障害者を支援している場合における新たな評価
- ③ 常勤看護職員を手厚く配置し医療的ケアを必要とする障害者を支援している場合における新たな評価

(5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

- ① 基本報酬及び特定事業所加算の見直し
- ② 計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価

2. 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応

(1) 効果的な就労支援に向けた報酬・基準等の見直し

- ① 就労移行支援における基本報酬の算定に係る実績（「就労定着率」）の算定方法の見直し 等
- ② 就労定着支援における基本報酬の支給要件（「利用者との対面による1月1回（以上）の支援」）の見直し 等
- ③ 就労継続支援A型における基本報酬の算定に係る実績（「1日の平均労働時間」）の見直し 等
- ④ 就労継続支援B型における基本報酬の報酬体系の類型化 等
- ⑤ 就労継続支援から一般就労への移行に対する更なる評価の設定 等
- ⑥ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労加算の発展的な見直し
- ⑦ 就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用に係る要件の緩和
- ⑧ 基本報酬の算定に係る実績の取扱いに関する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた柔軟な取扱い

(2) 在宅生活の継続や家族のレスパイト等のニーズに対応した短期入所の受入体制の強化

- ① 医療的ケアを要する者などの受入体制の強化を図るための特別重度支援加算の算定要件等の見直し 等
- ② 保育士等の専門職を配置した上で実施する医療型短期入所における日中活動支援の新たな評価

(3) 施設入所支援における口腔衛生管理、摂食・嚥下機能の支援に係る評価

(4) 訪問系サービスにおける利用者のニーズへのきめ細やかな対応

- ① 重度訪問介護における自動車によって障害者を移送する場合の駐停車時の緊急支援の評価
- ② 同行援護、行動援護における従業者要件等の経過措置の延長
- ③ 重度障害者等包括支援の対象者要件の見直し

3. 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

(1) 医療的ケアが必要な障害児への支援

- ① 見守り等によるケアニーズ等を踏まえた医療的ケア児に係る判定基準の見直し
- ② 障害児通所支援における医療的ケア児の基本報酬区分の設定
- ③ 看護職員加配加算の算定要件の見直し 等

(2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し

- ① 基本報酬の体系の見直し
- ② 児童指導員等加配加算の見直し
- ③ ケアニーズの高い障害児への支援及び専門職による支援の評価
- ④ 家族支援の充実強化を図るための加算の見直し
- ⑤ 支援の質を向上させるための従業者要件の見直し

(3) 児童発達支援の報酬等の見直し

- ① 児童発達支援センターとその他の児童発達支援の基本報酬の見直し
※ 上記(2)の②～⑤について、児童発達支援も同様の見直しを行う。

(4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し

- ① 福祉型障害児入所施設における人員配置基準等の見直し
- ② 医療型障害児入所施設における加算要件等の見直し
- ③ 障害児入所施設の18歳以上の入所者の地域移行の推進に係る報酬等の見直し 等

4. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ① 夜間の緊急対応・電話対応の評価（自立生活援助）
- ② 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るための見直し
（短期入所・訪問系サービス・自立生活援助・地域定着支援）
- ③ 地域移行実績の更なる評価（地域移行支援）
- ④ 可能な限り早期の地域移行支援の評価（地域移行支援）
- ⑤ 医療と福祉の連携の促進（自立生活援助・地域定着支援）
- ⑥ 居住支援協議会や居住支援法人と福祉の連携の促進
（自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援）
- ⑦ ピアサポートの専門性の評価
（自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・障害児相談支援）

5. 感染症や災害への対応力の強化等

(1) 日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進するための運営基準の見直し

- ① 感染症の発生及びまん延等に関する取組の義務化
- ② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化
- ③ 地域と連携した災害対策の推進

(2) 支援の継続を見据えた運営基準や加算算定の要件の緩和

- ① 報酬上の加算の算定に必要な定期的な会議の開催等に係るICT等の活用
- ② 就労定着支援の「対面での支援」における対面要件の緩和
- ③ 就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用を促進するための利用要件の緩和
- ④ (就労系サービスの)基本報酬の算定に係る実績の取扱いに関する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた柔軟な取扱い

6. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

(1) 制度の持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- ① 経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し
- ② 初任者研修課程修了者の作成による居宅介護計画に基づくサービス提供に係る更なる減算
- ③ 医療連携体制加算の算定要件の明確化 等
- ④ 障害者虐待の防止への取組と身体拘束等の適正化

(2) 障害福祉現場の人材確保・業務効率化

- ① 人員配置基準における両立支援への配慮 等
- ② 福祉・介護職員処遇改善加算等の見直し
- ③ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の柔軟な配分を可能とする見直し
- ④ 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用

(3) その他経過措置の取扱い等

- ① 食事提供体制加算の経過措置の延長
- ② 送迎の実施理由を踏まえた送迎加算の継続
- ③ 補足給付の基準費用額の見直し

「障害者差別解消法」改正法案提出を検討

～内閣府

内閣府は12月14日、障害者差別解消法の改正案を2021年の通常国会に提出することを検討中であることを同日の障害者政策委員会で明らかにした。現在、民間事業者は障害者への合理的配慮の提供が努力義務になっているが、これを義務化する。

内閣府は「提出すると決まっているわけではない」と断りつつ、改正事項を5つ挙げた。

障害者、事業者から個別の相談に応じる自治体の窓口体制を拡充するほか、国と地方の連携についても定める。

改正法案が21年度中に成立した場合でも「施行までに相応の準備期間を設ける」としたが、障害者団体からは早期施行を求める声が相次いだ。

合理的配慮とは障害者が具体的な生活場面で直面する障壁について、行政機関や事業者が対話を通じて取り除くこと。これを怠ると同法の差別にあたる。

行政機関はすでに合理的配慮が義務となっている。民間事業者の間には「義務化するとトラブルが増えるのではないか」「中小事業者は人的資源が乏しく、対応が難しい」といった慎重意見がある。

内閣府のホームページには、合理的配慮の事例集があり、障害の種類別や生活場面（公共交通、買い物、飲食店など）ごとに事例を調べることができる。

差別解消法は16年4月に施行され、施行3年後の見直し規定がある。同委員会は19年2月から検討を重ね、今年6月に意見書をまとめていた。

全肢連便り

全肢連 令和2年度第3回理事会

◇日 時：令和3年2月19日(金) 午後1時30分～午後4時（午後1時より受付）

◇会 場：IKE Biz6階「第3会議室」

※一部リモート開催。

全肢連 第54回全国大会（第58回関東甲信越ブロック東京大会 併催）

《大会》

◇日 時：令和3年9月18日(土)

◇会 場：大田区産業プラザ PIO「展示大ホール」（東京都大田区南蒲田 1-20-20）

日本財団助成「重度障害者対応共同生活援助の支援体制の在り方」検討事業 ワークショップ（最終報告会）「リモート会議」開催について

全肢連では、各都道府県肢連や関係団体の協力を得て、重度障害者(医療的ケアを含む)の日中活動の状況や障害福祉サービスの受給に関する事項、GH運営状況等についてアンケートや面談調査を行ってまいりました。

最終報告会では、調査報告並びに「重度障害者・保護者が安心して生活できる場づくり」についての講演会をリモートにて実施いたします。

日時：令和3年2月20日(土) 午後1時～4時 ※リモート(Zoom)にて配信

講演：「重介護者が地域生活を実現するための支援体制づくり」

大垣 勲男 氏（伊達コスコス 21 理事長 代表研究者）

《お問合せ》 全肢連事務局 E-mail：zenshiren@zenshiren.or.jp

TEL：03-3971-3666 / FAX：03-3971-6079

2020年事業実施概要報告及び2021年度事業計画(案)について

2021年度を迎えるにあたり、厚生労働省の指導に基づき今年度も各都道府県肢連の活動状況等を把握し、一層の組織強化を図ることを目的とした情報収集である聞き取り調査を実施します。

つきましては事務局より「2020年事業実施報告」並びに「2021年度事業計画(案)」の調査調書を送付させていただきますのでご協力の程よろしく申し上げます。

1月の行事予定

6日(水) 仕事始め

20日(水) はげみ編集委員会

日本肢体不自由児協会

旧年中、皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

本年もより一層精進してまいりますので、ご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

事務局一同

2020年全肢連情報バックナンバー内容一覧

No	発行月日	掲載概要内容
705	1月1日	【全肢連】 令和2年全肢連新年に望む決意！ 2020年度障害福祉部予算案の概要
706	1月15日	社会福祉法人の経営強化へ「連携法人」創設 令和元年の障害者雇用状況の集計結果を公表
707	2月1日	各省庁2020年度福祉予算案 「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」2020報告書を公表
708	2月15日	「障害児入所施設の在り方の検討会」報告書 「新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ」を検討
709	3月1日	就労継続支援A、B型に目標値「障害福祉計画」で指針 全省庁で雇用率達成
710	3月15日	新幹線の新たなバリアフリー対策について（中間とりまとめ） 「社会・援護局関係主管課長会議」中止
711	4月1日	児童養護施設の将来は医療施設？高機能化の方針示す 重度障害者の「勤務中の介助」で新事業
712	4月15日	【全肢連】 新型コロナウイルスは「私たち自身の『責任と力』で守り抜く」決意です 公共交通機関の「バリアフリー整備ガイドライン」改訂
713	5月1日	【全肢連】 新型コロナウイルス感染に関わる要望書を提出 【全肢連】 全ての世代の方々に、自宅での軽い運動や家事への積極的な参加、 人混みを避けた屋外での散歩などをお勧めします
714	5月15日	【全肢連】 「9月入学」議論に対する私見 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表
715	6月1日	第51回「障害者政策委員会」開催される 令和2年度第2次補正予算案を閣議決定
716	6月15日	コロナ禍で異例の工賃下支え 改正「バリアフリー法」成立
717	7月1日	介護現場に復帰「再就職貸付」を全国展開へ 「専門職による伴走支援で孤立解消」改正社会福祉法のポイント
718	7月15日	【全肢連】 障害福祉サービス等報酬改定に係るヒアリングの実施 7月豪雨で避難所生活の障害児者に配慮を
719	8月1日	福祉施設の「水害避難計画」作成済み45% 障害福祉サービス等報酬改定に係るヒアリング「続報」
720	8月15日	【全肢連】 私たち、全肢連は「まだ油断できない、 コロナウイルスへの甘い認識!!」を基本に行動します 「医療的ケア児等医療情報共有システム」の運用開始について
721	9月1日	障害者の「法定雇用率」来年3月から引上げ 新幹線の「車いす席」3～6席義務化
722	9月15日	新型コロナで就労系事業の6割が減収 障害福祉サービス報酬改定に向けた論点
723	10月1日	グループホーム「重度加算の算定要件」緩和 特別支援学校の教室不足「施設整備」促す
724	10月15日	【全肢連】 父母の会活動のために「自販機設置」拡大の取組を 令和3年度予算概算要求の概要を公表
725	11月1日	「福祉関係概算要求」のポイント 障害児入所施設「過剰児」問題について
726	11月15日	「口腔ケア」施設で促進 新幹線のバリアフリー化基準を改正へ
727	12月1日	【全肢連】 「障害児問題調査会」意見陳述 「障害報酬改定」就労系の成果主義を修正へ
728	12月15日	医療的ケア児の支援を強化 食事提供の加算を延長